

[1] 第2次土地利用基盤整備基本調査実施要領

1. 調査の目的

近年における農産物需給の情勢変化の中で、需給状況に即応できる農業生産体制を確立することが農政の基本課題となっているが、このためには、地域の特性及び発展方向を踏まえて農用地の高度利用、生産性の高い農業生産体制を確立し、農業経営の複合化、地域農業の複合化に対応し得る農業基盤整備を進めていく必要がある。

このような状況に対処し、農業基盤整備事業の計画的効率的推進及び優良農用地を確保するための土地利用の合理的調整に資するため、最近時点における農地の立地条件、整備状況等を明らかにするものとする。

2. 調査事項

この調査においては、次の事項を調査する。

(1) 農地面積

メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号による標準地域メッシュの基準地域メッシュの2分の1地域メッシュをいう。ただし、北海道にあっては、基準地域メッシュ。以下同じ。）ごとの地目別農地面積を調査する。

(2) 土地利用計画区分

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく土地利用計画区分をメッシュごとに調査する。

(3) 農地の整備状況

農地の区画形状、農道、用水及び排水の整備状況をメッシュごとに調査する。

(4) 地域の特性及び地域農業の発展方向に応じた農業基盤としての目標整備水準

市街化区域等（都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と定められ

た区域及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都
市計画区域における第8条第1項第1号の用途地域として定められた地域
をいう。以下同じ。)を除く市町村の区域内にある農地について立地条件、
営農の振興方向等を調査し、農業基盤としての目標整備水準を明らかにする。

3. 調査の対象となる農地及び調査時点

市町村(昭和57年4月1日現在の市町村。以下同じ。)の行政区域内に
ある昭和58年3月31日現在の農地を調査対象とする。

ただし、土地利用計画区分については、市町村の行政区域内全域を調査対
象とする。

4. 調査の方法

(1) 第2次土地利用基盤整備基本調査票表紙の記入

「第2次土地利用基盤整備基本調査票表紙(様式1)に必要事項を記入す
る。

(2) 基図の作成

25,000分の1(北海道にあっては50,000分の1)の地形図をもとに、別
記の「第2次土地利用基盤整備基本調査の記入要領」(以下「記入要領」と
いう。)の2により基図を作成する。

(3) 農地面積

1) 地目別農地面積地図の作成

記入要領の3の(1)により、「地目別農地面積地図」を作成する。

2) メッシュ別農地面積調査票の記入

記入要領の3の(2)により、メッシュ別農地面積調査票(様式2)に必
要事項を記入する。

(4) 土地利用計画区分

1) 土地利用計画区分地図の作成

記入要領の4の(1)の区分に従い、記入要領の4の(2)により、土地利用
計画区分地図を作成する。

2) メッシュ別土地利用計画区分調査票の記入

記入要領の4の(3)により、メッシュ別土地利用計画区分調査票（様式3）に必要事項を記入する。

(5) 農地の整備状況

1) 整備状況地図の作成

記入要領の5の(1)の調査項目ごとに、記入要領の5の(2)により、整備状況地図を作成する。

2) メッシュ別整備状況調査票の記入

記入要領の5の(3)により、メッシュ別整備状況調査票（様式4）に必要事項を記入する。

(6) 地域の特性及び地域農業の発展方向に応じた農業基盤としての目標整備水準

1) 地域類型区分作業要領の策定

地方局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）の長は、次の事項を内容とする地域類型区分作業要領を定め、都道府県知事に通知するものとする。

ア. 地域の特性及び地域農業の発展方向に応じた望ましい整備水準を類型化した地域類型の表

イ. 農地を地域類型に区分するための調査の作業手順を表わした地域類型区分作業要領

ウ. 地域類型と全国類型（記入要領の6の(1)の全国類型表参照）との関連表

2) 類型区分団地の設定

記入要領の6の(2)により、類型区分団地を設定する。

3) 類型区分地図の作成

記入要領の6の(3)により、類型区分地図を作成する。

4) メッシュ別団地番号調査票の記入

記入要領の6の(4)により、メッシュ別団地番号調査票（様式5）に必

要事項を記入する。

5) 類型区分団地調査票の記入

記入要領の6の(5)により、類型区分団地調査票（様式6）に必要事項を記入する。

5. 調査の分担

- (1) 4の調査は、都道府県が市町村の協力を得て行うこととし、都道府県は地方局と当該調査の実施及び調査結果について密接な連絡調整を図るものとする。
- (2) 地方局は、都道府県に対し十分な指導を行うとともに、都道府県から提出のあった調査結果をとりまとめ、調査内容を調整のうえ構造改善局地域計画課へ提出するものとする。

6. 調査の日程

この調査の日程及び提出期限は次によるものとする。

- (1) 都道府県における調査の実施
昭和58年5月中旬～8月下旬
- (2) 地方局への調査結果の提出期限
昭和58年9月1日
- (3) 調査結果の調整
昭和58年9月上旬～11月下旬
- (4) 構造改善局地域計画課への調査結果の提出期限
昭和58年12月1日
- (5) 調査結果の集計
昭和58年12月上旬～昭和59年2月下旬
- (6) 結果の印刷・公表
昭和59年3月

7. 調査結果の報告様式及び提出部数

6 の(2)及び(4)の調査結果の報告様式及び提出部数は、次のとおりとする。

種類	様式	部数
土地利用基盤整備基本調査票表紙	様式 1	1 部
メッシュ別農地面積調査票	様式 2	各 1 (5 種類)
メッシュ別土地利用計画区分調査票	様式 3	1
メッシュ別整備状況調査票	様式 4	各 1 (4 種類)
メッシュ別団地番号調査票	様式 5	1
類型区分団地調査票	様式 6	1
地目別農地面積地図		1
土地利用計画区分地図		1
整備状況地図		各 1 (4 種類)
類型区分地図		1

様式 1 第 2 次土地利用基盤整備基本調査票表紙

□ A

4. 地形図番号及び地形図名

1. 調査担当者(調査票記入者)

所属			
氏名		所属課 の電話	市外局番() ()-

所属は所属部課(室)まで記入して下さい。

2. 農地面積

(単位: ha)

	田	普通畠	牧草地	樹園地	合計
57年8月1日耕地面積					
57年度農用地造成面積					
合計					

注1) 57年8月1日耕地面積は、耕地面積統計調査(農林水産省統計情報部)の57年8月1日現在の市町村別耕地面積を記入して下さい。

注2) 57年度農用地造成面積は、57年度の造成実績を記入して下さい。

3. 調査票の枚数

様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	合計

No	メッシュコード	地形図名	No	メッシュコード	地形図名	No	メッシュコード	地形図名
1			10			19		
2			11			20		
3			12			21		
4			13			22		
5			14			23		
6			15			24		
7			16			25		
8			17			26		
9			18			27		

様式 4 メッシュ別整備状況調査票

項目区分		地方局	都府県、支庁	市町村	地形図	調査項目	整理番号	地形図番号	地形図位置											
名 称																				
コード																				

(区分番号)

規格	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				

(区分番号)

区画の大きさ	区分番号	
	整形	不定形
3ha以上	1	
0.5~3ha	2	
0.3~0.5	3	7
0.2~0.3	4	
0.1~0.2	5	
0.1ha未満	6	

(区分番号)

記入上の注意

- 地形図番号及び調査項目を確認のうえ記入して下さい。
- メッシュ毎に該当する区分番号を記入して下さい。
- 同一メッシュに複数の区分が存在する場合は、最も面積が大きい区分の区分番号を記入して下さい。

様式 5 メッシュ別団地番号調査票

項目区分		地方局	都府県、支庁	市町村	地形図	調査項目	整理番号	地形図番号	地形図位置											
名 称																				
コード																				

(団地番号)

規格	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				

(団地番号)

記入上の注意

- 地形図番号及び調査項目を確認のうえ記入して下さい。
- メッシュ毎に該当する団地番号を記入して下さい。
- 同一メッシュに複数の団地が存在する場合は、最も面積が大きい団地の団地番号を記入して下さい。

緯度 経度 メッシュコード

様式 6 類型区分団地調査票

_____頁

区分	地方局	都府県、支庁	市町村	市町村内シート番号
名称				
コード				枚目 / 枚中

整理番号

項目 行	团地番号	团地区分		主たる地目		立地分級		類型記号	
		集団農地	散在農地	田	畑	田	畑	地域	全国
1		A	B	1	2				
2		A	B	1	2				
3		A	B	1	2				
4		A	B	1	2				
5		A	B	1	2				
6		A	B	1	2				
7		A	B	1	2				
8		A	B	1	2				
9		A	B	1	2				
10		A	B	1	2				
11		A	B	1	2				
12		A	B	1	2				
13		A	B	1	2				
14		A	B	1	2				
15		A	B	1	2				
16		A	B	1	2				
17		A	B	1	2				
18		A	B	1	2				
19		A	B	1	2				
20		A	B	1	2				

記 入 方 法

- 都府県（北海道にあっては支庁）及び市町村の名称及びコードは、57年4月1日現在の名称及びJISコードを記入する。
- 本票は類型区分団地について記入する（市街化区域等内の農地は記入しない）。
- 市町村内シート番号は、総枚数を分母とし、当調査票の一連番号を分子として記入する。
- 团地区分は、集団農地、散在農地の区分について該当する記号に○印をつける。
- 主たる地目は、当該団地の農地の主たる地目（70%以上を占める地目）の番号に○印をつける。なお一の地目で70%に満たない場合は、もう一地目（合わせて二地目）に○印をつけるものとする。
- 立地分級は、5の地目構成で○印をつけた地目について地目別に下表の区分表による区分を行い、該当する立地分級番号を記入する。

田			畠(普通畠、牧草地、樹園地)		
傾斜	団地の面積規模	番号	傾斜	団地の面積規模	番号
1/300未満	200ha以上	1	8°未満	100ha以上	1
	50ha～200ha	2		20ha～100ha	2
	50ha未満	3		20ha未満	3
1/300～1/100	200ha以上	4	8°～15°	100ha以上	4
	50ha～200ha	5		20ha～100ha	5
	50ha未満	6		20ha未満	6
1/100～1/20	50ha以上	7	15°以上	100ha以上	7
	50ha未満	8		20ha～100ha	8
	無制限	9		20ha未満	9
1/20以上					

団地は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

- 類型記号は、地方局の長が別に定める地域類型区分作業要領による地域類型記号及びこれに対応する全国類型記号を記入する。

別記

第2次土地利用基盤整備基本調査の記入要領

1. 第2次土地利用基盤整備基本調査票表紙

(1) 調査担当者

調査票を記入した人の所属機関名、課名、電話番号を記入する。なお、内線があれば内線番号も記入する。

(2) 農地面積

1) 57年8月1日耕地面積欄には、耕地面積調査（農林水産省統計情報部）の昭和57年8月1日現在の市町村別耕地面積を記入する。

2) 57年度農用地造成面積欄には、57年度中に造成された面積を記入する。

(3) 調査票の枚数

様式ごとの調査票の枚数を該当欄に記入する。

(4) 地形図番号及び地形図名

市町村の管内に係る2次区画メッシュ（標準地域メッシュの第2次地域区画をいう。以下同じ。）に対応する地形図名を記入する。

なお、島又は半島に係る地形図で2次区画メッシュと合致しない地形図については、地形図番号を2次区画メッシュ番号と読み替える（以下同じ。）。

その際赤鉛筆で当該地形図の位置を図示し、その地形図に係る2次区画メッシュのいずれにも当該地形図の名称を記入する。

2. 基図の作成

- (1) 基図は 25,000分の1（北海道にあっては 50,000分の1）の地形図を用いて、市町村の行政区域内に係る全部の地形図について作成する。
- (2) 基図は地形図に次の事項を記入することにより作成する。

事 項	記 入 方 法
1. 現況農地	<p>調査時点（昭和58年3月31日）における農地の農地界を記入する。</p> <p>農地界……河川、山地、集落等によって分断されない地続きの農地の外周を細線（0.3mm）で囲むものとする。</p> <p>なお、地形図上3mm角以下の大きさの農地についてはこの限りではない。</p>
2. 基準地域 メッシュ	<p>2次区画メッシュと合致する地形図にあっては、地形図を縦横各10等分（北海道にあっては、20等分）する線分を中線（0.5mm）で記入する。</p> <p>島又は半島に係る地形図で2次区画メッシュと合致しない地形図にあっては、2次区画メッシュごとに、縦30° 横45° を1区画として区分する線分を記入する。</p>
3. メッシュ	基準地域メッシュを更に縦横2等分する線分を細線（0.3mm）で記入する。（北海道にあっては記入しない。）

事 項	記 入 方 法
4. メッシュ番号	<p>メッシュを記入した地形図の外周部にメッシュ番号を次のように記入する。</p> <p>なお、2次区画メッシュと合致しない地形図にあっては、上記方法によらず、2次区画メッシュごとに、上記方法に準じてメッシュ番号を付ける。</p>
5. 市町村界	市町村界は黒の太い(1mm)2点破線で表示する。 -----
6. 市町村名及び調査項目 (ラベル)	地形図の右上隅(地形図の右端より左側)に次のラベルをはる。

県市町村コード	市	町 村 名	地形図番号	調査項目
県		2.5cm 1.5cm		
市 町 村				
2cm	5cm	1.5cm	3.5cm	
		12cm		

(3) 基図は、同じ地形図について各7葉作成する。なお、7葉の用途は次のとおりである。

- 1) 地目別農地面積地図 1葉
- 2) 土地利用計画区分地図 1
- 3) 整備状況地図 4
- 4) 類型区分地図 1

(合計7)

3. 農地面積

(1) 地目別農地面積地図の作成

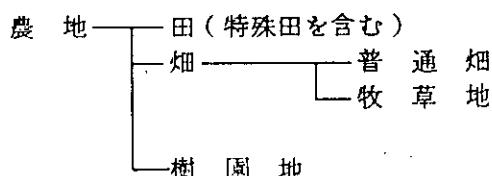
1) 地目界の記入

基図に記入された農地を地目（田、普通畑、牧草地、樹園地）ごとにその外周を細線（0.3mm）で囲む。なお、地形図上3mm角以下の大きさの地目については、この限りではない。

2) 地目区分ごとに下表のとおり彩色する。

地目区分	彩色
田	桃色
普通畑	黄色
牧草地	緑色
樹園地	橙色

注1) 地目区分は、農林水産省統計情報部の「耕地面積調査」における定義によるものとし、その区分は次のとおりとする。



- 注2)
- ① 陸田及び田畑輪換耕地は田に含める。
 - ② 果樹園、桑園、茶園、その他の樹園地を樹園地とする。
 - ③ 牧草地とは、牧草の栽培を専用とする土地であって経過年数（おおむね7年未満）と牧草の生産力から判断して農地とみなしうる程度のものとする。
 - ④ 牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1～2カ年栽培するに過ぎないものは、牧草地とはしないで普通畑（牧草作付畑）とする。
 - ⑤ 過去においては牧草地であっても、牧草播種後7年以上経過し、現在施肥、除草など管理を実施せず、生産量も著しく劣弱となった状態で、近く耕起して作物を栽培する可能性がないものは、永年草地とし、農地に含めない。
 - ⑥ 採草地及び採草放牧地は農地に含めない。

(2) メッシュ別農地面積調査票の記入

メッシュごとの地目別面積を計測して、地目別に様式2メッシュ別農地面積調査票の該当メッシュ欄に当該面積をha単位で記入する。農地がないメッシュ又はあっても0.5ha未満であるメッシュについては、ー(マイナス記号)を記入する。

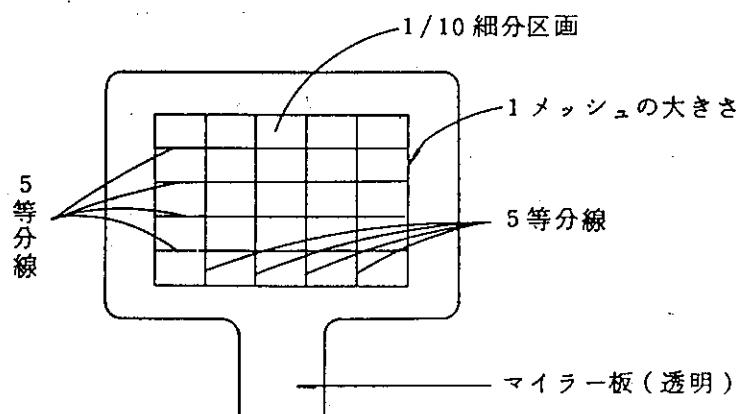
なお、メッシュごとの農地面積の計測は、次の方法を参考にして行う。

(参考) メッシュごとの地目別農地面積の計測方法

- 1) 地目別農地面積地図を用いて、メッシュ別地目別10分の1細分区画数を計測する。計測方法は次のとおりとする。

ア. メッシュ定規の作製

- 1 メッシュに相当する図形を透明のマイラー板に描き、これを縦横5等分する線分を記入する。



- イ. 地目別農地面積地図のメッシュごとにメッシュ定規を当てがい、縦横5等分する線分に囲まれる10分の1細分区画ごとに、50%以上を占める地目を判定し、それをその細分区画における地目とする。これをメッシュごとに集計してメッシュごとの地目別細分区画数とする。
- 2) 1) で計測したメッシュごとの地目別細分区画数の市町村合計を地目ごとに様式1の地目別農地面積と比較調整する。

4. 土地利用計画区分

(1) 土地利用計画区分及び区分番号

土地利用計画区分により次のように区分する。

区 分	内 容	区分番号
農業振興地域	農用地区域 農振法第8条第2項第1号に規定する「農用地区域」として定められた区域	1
	その他区域 農振法第6条第1項に基づき指定された農業振興地域のうち上記の農用地区域を除く区域	2
市街化区域等	都市計画法第7条第1項に基づき「市街化区域」と定められた区域（市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域において第8条第1項第1号の「用途地域」として定められた地域を含む。）	3
その他の地域	市町村の行政区域のうち上記農業振興地域及び市街化区域等を除いた地域	4

(2) 土地利用計画区分地図の作成

基図の1枚を使って次の記入方法により土地利用計画区分地図を作成する。

1) (1)の土地利用計画区分の区分界を実線(0.5mm)で記入する。

なお、土地利用計画区分については、市町村の行政区域全域を調査対象とする。

2) 土地利用計画の区分ごとに下表のように彩色する。

土地利用計画区分	区分番号	彩 色
農振農用地区域	1	桃 色
農振その他区域	2	橙 色
市街化区域等	3	黄 緑
その他の地域	4	彩色しない

(3) メッシュ別土地利用計画区分調査票の記入

- 1) メッシュごとに土地利用計画区分を判読し、様式3メッシュ別土地利用計画区分調査票の該当するメッシュ欄に区分番号を記入する。
- 2) 同一メッシュ内に複数の計画区分が存在する場合は、最も面積が大きい計画区分の区分番号を記入する。

5. 農地の整備状況

(1) 調査項目及び整備状況の区分

調査項目は、区画形状、農道、用水及び排水の4項目とし、調査項目ごとの整備状況の区分は次のとおりとする。

1) 区画形状

1 区画の大きさと区画の形状により次のように区分する。

区画の大きさ	区分番号	
	整形	不定形
3 ha 以上	1	
0.5 ~ 3 ha	2	
0.3 ~ 0.5	3	
0.2 ~ 0.3	4	
0.1 ~ 0.2	5	7
0.1 ha 未満	6	

注) 整形……原則として方形に整形されているものとするが、
整備後の端田等は整形に含める。

不定形……センター区画など上記整形に該当しないもの。

2) 農道

幹線道路とその他道路の整備状況により次のとおり区分する。

幹線道路	その他道路	区分番号
完備	完備	1
	不備	2
不備	完備	3
	不備	4

注1) 幹線道路………集落又は農業用施設（集出荷施設等）とほ場とを接続し、通作、資材の搬入、農産物の搬出等のために當農上最も多く利用される基幹的な路線とする。なお、国県道又は市町村道であってもよい。

その他道路……幹線道路以外の道路（支線及び耕作のための道路）とする。

注2) 完備・不備の区分は次の基準による。

完備……①幹線道路の巾員は原則として2車線以上とする。

②その他の道路については原則として有効巾員3~4m

以上とし、配置は各耕区に接していること。

③急傾斜地帯の樹園地にあっては索道、あるいは軌道等の農道の代替施設が完備していれば農道完備とする。

④道路の巾員については、立地条件による制約や営農上の必要性をもとに判断するものとし、上記①及び②の条件に該当しない場合でも、完備に区分することができるものとする。

不備……上記の完備に該当しないもの。

3) 用 水

水田の配水形態及び畑地かんがいの有無により次のように区分する。

水田の配水形態	畑地かんがいの有無	区分番号
用排水分離	有り	1
	無し	2
用排水兼用 (水田が存在しない場合を含む)	有り	3
	無し	4

注1) 畑地かんがいとは、農地へかんがい用水を配水できる施設(ファームポンドー移動ポンプを含める。)をいうものとする。

なお、洗浄用水、家畜用水等の営農飲雑用水のための配水施設は、畑地かんがいに含めないものとする。

注2) 田越しかんがいは、用排水兼用に含める。

4) 排 水

出水時の湛水状況及び地下水の状況により次のように区分する。

湛水状況	地下水の状況	区分番号
4時間排除	地下水位 70cm 以深 以浅	1 2
		3 4
日排除程度	地下水位 70cm 以深 以浅	5
		6
排水不良	地下水位 70cm 以深 以浅	

注1) 4時間排除……出水時にあって、湛水が4時間以上続く面積が10%未満のもの(湛水が畠高程度にとどまり、畑作物が冠水しない面積が90%以上のもの)

日排除……出水時にあって、湛水が1日以上続く面積が10%未満のもの。

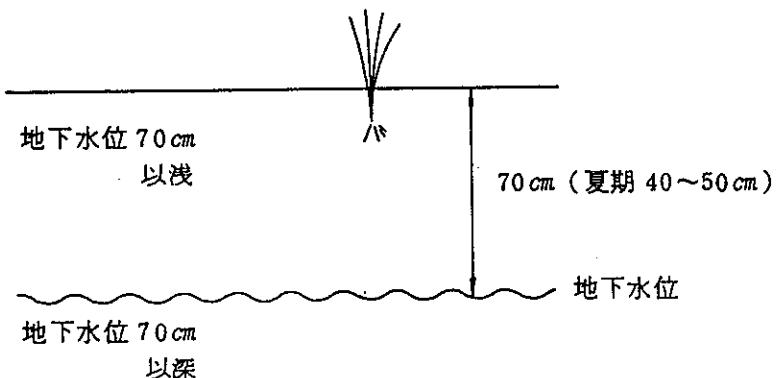
不 良……出水時にあって、湛水が1日以上続く面積が10%以上のもの。

注2) 地下水位70cm以深……通常の水管理において、冬期田面から地下水位が約70cm以深(夏期では、おおむね40~50cm以深に相当する)に保たれることによって、畑作物の栽培が通常の肥培管理で可能となりうるもの、また暗渠排水等により地下水位が必ずしも70cm以深でなくても、畑作物の栽培が十分可能なものも含まれる。

また、暗渠等が既に施行されているが、その効果の発現には、今しばらくの日時を要するものも含む。

地下水位70cm以浅……高畝栽培等の特別な水管理を行わなければ普通畑作物の栽培に困難が伴うもの。

なお、暗渠等が既に施行され、やがて地下水位の改善が見込めるものは除く。



(2) 整備状況地図の作成

基図に記入された農地について整備状況を調査し、次により整備状況地図を作成する。なお、整備状況地図は、(1)の調査項目ごとに作成する。

1) 河川、山地、集落等によって分断されない地続きの農地の中において、整備状況の区分が異なる農地が混在している場合は、これを区分する区分界を細線(0.3mm)で記入する。ただし、区分される部分が地形図上で3mm角以下である場合はこの限りではない。

2) 調査項目ごとの整備状況区分について次表のとおり彩色する。

調査項目	整備状況区分		区分番号	彩色	備考	
区画形状	3 ha以上 0.5~3 ha		1 2	桃色 橙色	20ページの5の(1) の1)区画形状参照	
	整 形	0.3~0.5 ha	3	黄色		
		0.2~0.3	4	黄色		
		0.1~0.2	5	青色		
	不 定 形	0.1 ha未満	6	赤色		
		0.5 ha未満	7	紫色		
	幹線完備 その他不備		1 2	桃色 橙色		
農道	幹線不備	その他完備	3	黄色	20ページの5の(1) の2)農道参照	
		その他不備	4	黄色		
	幹線道路(2車線以上) " (2車線未満又は) 計画路線) ————— 茶色の太線(1mm)					
	" (2車線未満又は) 計画路線) - - - - - 茶色の破線(1mm)					
	用排水分離	畑地 かん がい	1	桃色	21ページの5の(1) の3)用水参照	
			2	橙色		
	用排水兼用	畑地 かん がい	3	黄色		
			4	黄色		
排水	4時間排除	地下 水位 70cm	1 2	桃色 橙色	21ページの5の(1) の4)排水参照	
			3 4	黄色		
	日排除程度	地下 水位 70cm	3 4	黄色		
			5 6	青色 赤色		
	排水不良	地下 水位 70cm	5 6	青色 赤色		

(3) メッシュ別整備状況調査票の記入

- 1) 様式4メッシュ別整備状況調査票は、整備状況地図にあわせて調査項目ごとに、別葉に記入する。
- 2) メッシュごとに整備状況区分を判読し、様式4メッシュ別整備状況調査票の該当するメッシュ欄に区分記号を記入する。
- 3) 同一メッシュ内に複数の区分が存在する場合は、最も面積が大きい区分の区分番号を記入する。

6. 地域の特性及び地域農業の発展方向に応じた農業基盤としての 目標整備水準

(1) 全国類型表

主 た る 地 目	類型区分のための目標とする整備水準の区分												その他の 整備水準	全 国 類 型 記 号	
	区画形状			農道		用 水				排水					
	3 ha	0.5 ha	整形 0.3 ha	不定形 0.1 ha	道 路 密 度	道 路 密 度	用排水分離	用排水兼用 (又は水田無し)	4 時 間 排 除 程 度	日 排 除 程 度	地 下 水 位 70 cm以 深	ほ 面 傾 斜	耕 土 深		
田		○			○		○			○	○	○	○	○	A
		○			○		○			○	○	○	○	○	B
		○			○					○	○	○	○	—	C
			○		○		○			○	○	○	○	○	D
			○		○		○			○	○	○	○	○	E
				○	○					○	○	○	○	—	F
畑	○				○			○		○	○	○	○	⑧	G
	○				○					○	○	○	○	⑧	H
	○				○			○		○	○	○	○	⑤	I
	○				○					○	○	○	○	⑤	J
		○			○					○	○	○	○	⑤	K
		○			○					○	○	○	○	⑤	L
			○		○			○		○	○	○	○	⑤	M
			○		○					○	○	○	○	⑤	N
				○	○			○		○	○	○	○	—	O
				○	○					○	○	○	○	—	P
(参考) 田 畑 混 在				○	○			○		○	○	○	○	—	Q
				○	○					○	○	○	○	—	R
整備不要 (農振その他区域等のみ)													X		

注 1) 道路密度は次の基準により密と粗にわける。

密……道路密度 100m / ha 以上

粗…… “ 100m / ha 未満

注 2) ほ面傾斜及び耕土深の欄の記号は次のとおりである。

⑧……ほ面傾斜 8°未満

⑤…… “ 5°未満

⑥……耕 土 深 25cm 以上

注 3) 農振その他区域等とは、記入要領の 4 の(1)の土地利用計画区分のうち区分番号 2 と 4 に該当する地域をいう。

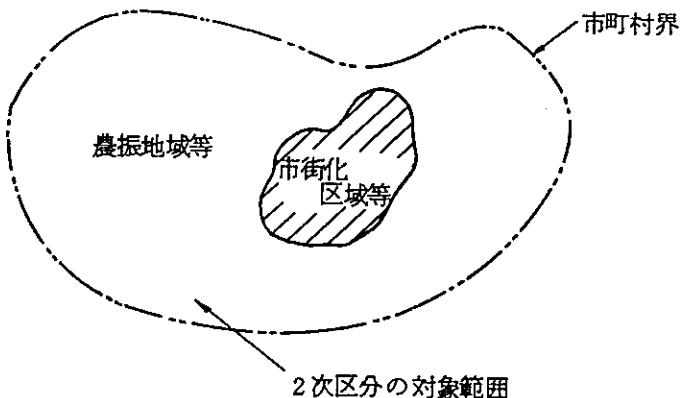
(2) 類型区分団地の設定

基図に記入された農地について、次のように、1～3次区分することにより、類型区分団地を設定し、団地番号を付けるものとする。

1) 1次区分

市町村の行政区域内にある農地を市街化区域等内にある農地と、それ以外の区域（以下「農振地域等」という。）にある農地に区分する。

（例）



2) 2次区分

1次区分の農振地域等の農地について、団地的なまとまりをもつてゐる農地（10ha以上）の連坦性を有するもの。ただし、北海道にあっては20ha以上とする。以下同じ。）については、集団農地の団地として設定する。なお、広範囲に点在している農地又は連坦性が10ha未満（北海道にあっては20ha未満。以下同じ。）の農地は一括して散在農地とする。この散在農地については、集落、大字等の単位でまとめて1団地とする。

3) 3次区分（地域類型としての区分）

2)により区分した集団農地及び散在農地ごとに地方局の長が別に定める「地域類型区分作業要領」に基づき、地域類型としての区分を行う。

その際、1団地に2以上の地域類型が存在し、かつそれが10ha以上の面積を有する場合は、団地を分割する。

以上のように1～3次区分した集団農地又は散在農地を類型区分団地という。

4) 団地番号の付け方

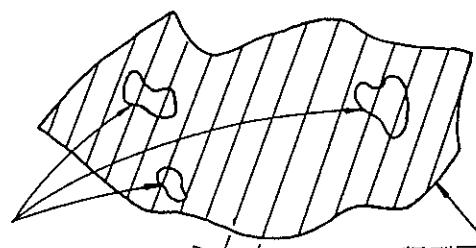
類型区分団地には、市町村ごとに1から順に団地番号を付ける。

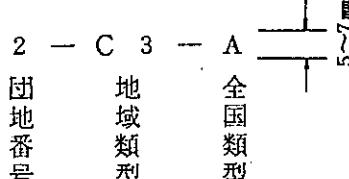
その際、散在農地は集団農地の一連番号のあとに続けて一連番号を付けるものとする。

(3) 類型区分地図の作成

基図の1枚に類型区分団地の外周を実線(0.5mm)で囲み、次のとおり彩色する。

なお、土地利用計画区分の市街化区域等については、その区域の外周を実線(0.5mm)で囲み、細線(0.3mm)でハッチングする。

事項	記入要領			
類型区分団地 (集団農地)	団地面積が10ha以上の類型区分団地(集団農地)について、全国類型区分に従い、次のとおり彩色する。			
	全国類型記号	彩色	全国類型記号	彩色
	A	黄色	J	緑色
	B	やまぶき色	K	黄緑色
	C	橙色	L	灰色
	D	朱色	M	深緑色
	E	桃色	N	群青色
	F	赤紫色	O	青色
	G	赤茶色	P	水色
	H	紅色	Q	茶色
	I	赤色	R	焦茶色
			X	紫色
類型区分団地 (散在農地)	広範囲に点在する農地又は連坦性が10ha未満の農地を集落・大字等で一括した類型区分団地(散在農地)については、その外周を実線(0.5mm)で囲み、集団農地の彩色に準ずる色鉛筆でハッチングする。			
	 <p>全国類型記号 に基づく色彩 のハッチング</p> <p>点在する農地 (連坦性が10ha) (未満の農地)</p> <p>適当な間隔</p> <p>類型区分団地の 外周(集落界又 は大字界等)</p>			

事 項	記 入 要 領
市街化区域等	市街化区域等については、その全域の外周を黒の実線（0.5 mm）で囲み、3 mm間隔のハッチングをする。 
団地番号等の表示方法	団地の中央部もしくは、その直上部に5~7 mm角程度の字で次のように記入する。 

(4) メッシュ別団地番号調査票の記入

- 1) 類型区分地図を用いてメッシュごとの団地番号を読みとり、様式5のメッシュ別団地番号調査票に記入する。
- 2) 同一メッシュ内に複数の団地が存在する場合は、当該メッシュにおいて最も面積が大きい団地の団地番号を記入する。なお、この規定により、いずれのメッシュにも団地番号が記入されない団地が生じる場合は、当該団地からみて、最も大きい面積を占めるメッシュに当該団地の団地番号を記入するものとする。

(5) 類型区分団地調査票の記入

類型区分団地ごとに必要事項を調査し、様式6 類型区分団地調査票に記入する。記入方法は、様式6 の記入方法による。

(2) 集計方法について

1. 集計方法

メッシュ別に①団地番号及び類型区分

②農地の賦存量(田, 普通畑, 樹園地, 牧草地別の面積)

③線引き区分及び整備水準(現況の区画形状, 農道, 用水, 排水等の整備状況)

を整理しておき, これを用いて, クロス集計を実施した。

(例) メッシュデータ

(1) 达成農業振興用地				(3) 区画形状				(5) 団地番号			
ア 1	イ 1	ウ 2	エ 2	ア 7	イ 4	ウ 7	エ 7	ア 3	イ 3	ウ -	エ -
カ 1	キ 1	ク 1	ケ 2	カ 7	キ 4	ク 7	ケ 7	カ 2	キ 3	ク 3	ケ 1
サ 1	シ 1	ス 2	セ 1	サ 7	シ 4	ス 7	セ 7	サ 2	シ 3	ス 3	セ 1
ナ 1	ニ 2	ヌ 2	ネ 2	ナ 7	ニ 7	ヌ 7	ネ 7	ナ 2	ニ 3	ヌ 3	ネ -

(1) 达成農業振興用地 (4) 20~30a 区画

(2) 用水				(4) 排水				(6) 農地面積 (ha)			
ア 3	イ 1	ウ 3	エ 3	ア 1	イ 1	ウ 1	エ 1	ア 17	イ 2	ウ 4	エ 1
カ 3	キ 1	ク 3	ケ 3	カ 1	キ 3	ク 3	ケ 1	カ 7	キ 16	ク 17	ケ 14
サ 3	シ 1	ス 3	セ 3	サ 1	シ 3	ス 3	セ 1	サ 12	シ 10	ス 4	セ 7
ナ 3	ニ 3	ヌ 3	ネ 3	ナ 1	ニ 1	ヌ 1	ネ 1	ナ 14	ニ 5	ヌ 10	ネ 4

(1) 用排水分離 (3) 日排水

農地の賦存量 (田)			
ア 17	イ 2	ウ 4	エ 1
カ 7	キ 16	ク 17	ケ 14
サ 12	シ 10	ス 4	セ 7
ナ 14	ニ 5	ヌ 10	ネ 4

○ 达成農業振興用地の田面積は

(1) から 达成農業振興用地は (ア, イ, カ, キ, ク, サ, シ, セ, ナ) である。 (6) 農地面積から対応する田面積 ($17+2+7+16+17+12+10+7+14$) を集計すると 102ha

となる。

- 農振農用地の用排分離の田面積は、
(1)で農振農用地かつ(2)で用排分離は、(イ, キ; シ)である。(6)農地面積から
対応する田面積(2+16+10)を集計すると28haとなる。
- 更に農振農用地、用排分離、20~30a区画、日排除、団地番号3の田
面積は(1),(2),(3),(4),(5)から(キ, シ)となる。これに対応する田面積を(6)から
集計すると16+10=26haとなる。

2. 集計時の補正

1) メッシュ別地目別面積の補正

メッシュ別の地目別農地面積（様式2）は、緯度によって1メッシュの大きさが異なること、異地目の混入等により、市町村別の耕地面積（様式1）と必ずしも整合しない。

このため、次により、地目別補正係数を市町村別に作成し、様式2のメッシュ別農地面積を補正した。

$$\text{地目別補正係数 } k = \frac{\text{様式1の地目別農地面積}}{\sum (\text{様式2メッシュ別地目別面積})}$$

$$\text{メッシュ別地目別面積} = k \times (\text{様式2メッシュ別地目別面積})$$

(小数点第1位までの算出)

2) 畑地に混在する田の区画形状についての補正

調査における区画形状の区分は、メッシュ毎の最も面積の大きい区分の区画形状によっていることから、3ha区画の畑が過半を占めるメッシュに、未整備の田が混在する場合、田の区画形状が現実には存在しない3ha以上区画に区分されるという調査上の誤差が生じる。

このため、田の区画形状が3ha以上となっているものについては、畑地に混在しているものとみなして、0.5ha未満の不定形の田として取り扱った。

3) 地下水位70cm以深面積の補正

区画形状が20a区画以上に整形済であり、かつ用排水が分離されている田面積の中には、

- ① 冬期は積雪するため地下水位が高い。
- ② 整備後日が浅く、暗渠等の敷設が完了していない。
- ③ 広域的な排水状況が悪い。

等により、必ずしも地下水位が70cm以深となっていないものがある。

しかし、用排水を分離し、区画形状を整形した場合、地下水位は必ずしも70cm以深でなくとも、夏期等適期を選べば、一般の畑作物の栽培が可能であること、また、整備後の日時の経過や暗渠、広域排水対策の進展によって整備の効果が発現してくることから、末端整備の面からは、汎用田として整理する必要がある。

このため、20a区画以上の区画形状でかつ用排水分離された田については、地下水位70cm以浅であっても、汎用田の指標である地下水位70cm以深として取扱った。